

募集します！ 行政改革推進委員会委員

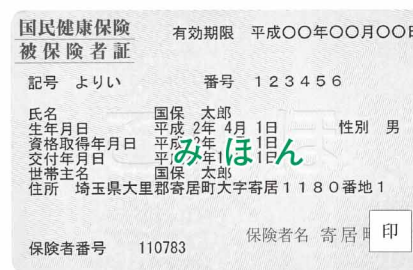
行政改革推進委員会とは、町の行政改革の推進に

関する事項を調査審議する機関です。男女問わず熱意のある方の応募をお待ちしています。
応募資格／寄居町に住所を有する満20歳以上の方で、町のほかの審議会や委員会等の公募による委員になっていない方
募集人員／2人
任期／2年（11月1日～平成31年10月31日）
応募方法／役場1階総合案内、4階総合政策課に備え付けの応募申込書にご記入のうえ、添付書類と合わせて総合政策課へ提出してください。郵送、FAX、Eメールでの申し込みも可能です。応募申込書は町公式ホームページからも取得できます。
添付書類／「寄居町の行政改革に期待する」というテーマに、あなたの考えや提案等をまとめたもの（8000字以内とし、手書きの場合は4000字詰め原簿用紙2枚以内、Eメールの場合はA4判で印刷できる設定で、ファイル形式はWordによるものとします）。
募集期間／9月8日（金）～29日（金）
 ※持参の場合は開庁時間内、郵送の場合は9月29日（金）必着。FAX・Eメールの場合は、9月29日（金）送信分まで有効です。
選考方法／委員は応募者の中から審査により決定します。なお、選考結果は、応募者全員に文書で通知します。
会議等／年1・2回程度（平日の昼間、2時間程度）
報酬／町の規定に基づき支給
申し込み問い合わせ／総合政策課（〒369-1292 住所記載不要、☎581-2121内線463、FAX 581-3696、Eメール sogoseisaku@town.yorri.saitama.jp）

国民健康保険加入の皆さんへ 新しい被保険者証を送付します

現在交付されている寄居町国民健康保険の被保険者証（以下「保険証」）の有効期限は、9月30日までとなっています。新しい保険証を9月中旬から世帯ごとに簡易書留郵便で送付します（納税相談を要する世帯は除く）。

保険証が届きましたら、記載されている内容をご確認いただき、10月1日からは新しい保険証をお使いください。今までお使いの保険証は、期限を過ぎましたら裁断するなどしてご自身で確実に処分してください。



今回お送りする保険証の有効期限は、平成30年9月30日までです。ただし、後期高齢者医療制度や退職者医療制度等の関係で、有効期限が異なる場合があります。

健康保険に重複加入していませんか？

町の国民健康保険と会社等のお勤め先の健康保険の両方に加入している場合、町の国民健康保険の脱退手続きが必要になります。町民課へ国保脱退の届け出をお願いします。

- 持参するもの／新たに加入した社会保険の保険証等、町の国民健康保険の保険証、マイナンバー（個人番号）の分かるもの、印鑑
- 問い合わせ／町民課（☎581-2121内線113～115）

健康 ひろば

Health is better than wealth

みんな健康！元気・いきいき寄居町！

ワンポイントアドバイス

乳児ポツリヌス症について

ハチミツを与えるのは1歳を過ぎてから

健康福祉課保健指導班

先日、生後6カ月の男児がシユースにハチミツを混ぜた離乳食を与えられポツリヌス症になり、国内初の死亡例が確認されました。1歳未満の赤ちゃんには、ハチミツやハチミツ入りの飲料・お菓子等の食品は与えないようにしましょう。

乳児ポツリヌス症とは？

乳児ポツリヌス症は、1歳未満の赤ちゃんが、ポツリヌス菌の「芽胞」と呼ばれる菌の種のようなものを含んだ食品を食べることで、筋肉を麻痺させるなどの全身症状が起る感染症です。芽胞が赤ちゃんの腸の中に入ると、増殖して毒素を出すことでポツリヌス症が起ります。大人は胃液や腸液などの消化液等、菌の働きにより芽胞の活性をなくし排出されますが、乳児は腸内の細菌バランスが不安定なため、増殖しやすいと考えられています。

どんな症状が出るの？

症状の進行速度はさまざまです

が、最初の症状は、排便が良好であった赤ちゃんが急に3～5日以上頑固な便秘になることです。その後、筋力低下症状として顔面が無表情、首や頭を支えられない、手足を持ち上げられない、泣き声が小さくなる、母乳・ミルクが飲めなくなるなど、進行的に症状が現れます。症状がさらに進むと呼吸困難・呼吸停止に陥ることもあります。

予防するためのポイント

乳児ポツリヌス症の発生原因は、食品としてハチミツが指摘されています。1987年に厚生労働省から「1歳未満の乳児に、ハチミツを与えないように」と指導が出され、現

在でも母子健康手帳の離乳食の項目に記載されています。また、ハチミツ以外にポツリヌス菌が含まれている可能性のある食品として、コーンシロップ、黒糖等があります。酸素濃度が低い環境で製造、保存されている食品に含まれやすいため、瓶詰、缶詰、真空包装食品にも注意が必要です。加工食品については、材料に原因食品が含まれていないことを確認してください。

乳児ポツリヌス症を予防するためには、1歳未満の赤ちゃんに、ポツリヌス菌の芽胞が混入している可能性のある食品を食べさせないことが大切です。

10月の保健事業

問い合わせ／保健福祉総合センター（☎581・8500）

健康相談 スマイルポイント対象事業

月日(曜日)	時間	対象地区	場所	内容	持参する物
10月23日(月)	13:30～15:00	川南地区(男衾・折原・鉢形)※	保健福祉総合センター	血圧測定、検尿、個別相談、体脂肪測定	健康手帳(既にお持ちの方)

※混雑緩和のため対象地区を分けています。川北地区は来月の対象となります。

乳幼児健康診査

種別	月日(曜日)	受付時間	対象	場所	持参する物
1歳6カ月児健康診査	10月26日(木)	13:30～14:30	平成28年2,3月生	保健福祉総合センター	母子健康手帳、役場からの通知、お子さんの歯ブラシ、3歳児は尿の入ったビニール袋
3歳児健康診査	10月19日(木)	13:30～14:00	平成26年4月生	保健福祉総合センター	母子健康手帳

すくすく相談(乳幼児健康相談) スマイルポイント対象事業

月日(曜日)	受付時間	場所	対象	持参する物
10月18日(水)	9:30～10:30	保健福祉総合センター	乳幼児	母子健康手帳

こころの健康相談

月日(曜日)	時間	場所	対象
10月30日(月)	13:30～14:30	保健福祉総合センター	こころの健康について悩みをお持ちの方、その家族および関係者 ※事前にお申し込みください。

ふるさと健康体操(生活習慣病予防軽運動教室) スマイルポイント対象事業

月日(曜日)	時間	対象	場所	内容
10月6日、13日、20日、27日、(各金曜日)※	16:00～17:00	町内在住の方	保健福祉総合センター	運動不足解消、介護予防を目的とした軽体操です。運動しやすい服装でお越しください。
10月19日(自主活動日)	10:00～11:00	町内在住の方	総合体育館・アタゴ記念館 剣道場	

※1回目がふるさと健康体操、2回目以降が自主活動日となります。

スマイルポイント対象事業 ポイントカードを持参してください。